

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 48 号

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例
および小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例および小
学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例
および小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する
条例の一部を改正する条例

(障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部
改正)

第 1 条 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例 (平成 7 年函館市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「千代台公園弓道場」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 2 項第 2 号および第 3 号中「第 4 号」を「第 3 号」に改め、同項第 4 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同項第 5 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同項第 6 号中「第 14 号」を「第 13 号」に改める。

(小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部
改正)

第 2 条 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例 (平成 22 年函館市条例第 13 号) の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2号および第5号から第10号まで」を「第1号および第4号から第9号まで」に、「第11号」を「第10号」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「、千代台公園弓道場」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

勤労者総合福祉センターおよび千代台公園弓道場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることに伴い規定を整備するため